

## 多摩市の通学区域制度の概要について

### 【制度のあらまし】

多摩市の通学区域制度は、あらかじめ各学校の通学区域を設定し、就学すべき学校を指定するという「指定校制度」を原則としつつ、指定後に一定の事由がある場合、保護者の申し立てにより、他の学校に就学する「指定校変更」を認めている。

また、国による通学区域制度の弾力的運用の流れの中で、本市では、学区調査研究協議会の答申を受けて、平成15年度から「学校選択制」を導入し、21年度は実態に即した一部見直しを行いながら、運用している。

### 1. 通学区域とは

就学校の指定をする際の判断基準として、市町村教育委員会があらかじめ設定した区域をいう。

この「通学区域」については、法令上の定めはなく、就学校の指定が恣意的に行われたり、保護者に不公平感を与えたりすることのないようにすること等を目的として、道路や河川等の地理的状況、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態をふまえ、各市町村の判断に基づいて設定されている。(平成18年3月文部科学省「公立小学校・中学校における学校選択制等についての事例集」より抜粋)

### 2. 就学校の指定

市町村教育委員会は、市町村内に小学校(中学校)が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校(中学校)を指定することとされている。(学校教育法施行令第5条)

### 3. 指定校変更

個別事由により指定校以外の学校への就学を希望する場合、保護者が通学上の安全について責任をもつことなどの条件を満たした上で、指定校以外の学校に兄弟が在籍しているなど、一定の事由に該当すれば、「指定校変更」を認める制度である。(学校教育法施行令第8条)

### 4. 学校選択制

国の規制緩和の流れのなか、学区調査研究協議会の答申を受けて、平成15年度から小中学校の新1年生を対象に、指定校以外の学校を就学希望する場合は申し出により認める「学校選択制」を導入した。これは、子どもにより適した教育を受けさせたいとする保護者、また本人の希望に沿って学校を選択することで、学校への保護者や地域の関心、関わりが深まり、学校のレベルアップが図られることを意図している。保護者アンケートでは9割以上の方が本制度を支持している。

21年度、小学校については、通学上の安全性・利便性確保のため、見直しを行なって、指定校の隣接校のみ選択できることとした。

## 5. 文部科学省による通学区域の弾力的運用通知

平成9年1月27日当時の文部省から、行政改革委員会の規制緩和の推進に関する意見をふまえ、

- ①通学区域制度の運用にあたっては、各市町村教育委員会は規制緩和の趣旨をふまえ、地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うこと。
- ②指定校変更や区域外就学は、児童生徒の具体的な事情に即して相当と認めるときは可能とする。
- ③制度の仕組みについて広く保護者に周知し、相談体制の充実を図ること。